

各務原市私立保育所等対策事業補助金交付要綱

(平成元年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉の増進を図るため、私立保育所等を運営する者に対して予算の範囲内で私立保育所等対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2条 補助金の名称、補助事業及び補助事業者並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する申請書を、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第4条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、規則第14条第2項に規定する請求書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から起算して1月以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第5条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正行為により補助を受けたとき。

(報告、審査等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受ける者又は受けた者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(実施報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助事業終了後、速やかに規則第11条に規定

する補助事業実施報告書に収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

(関係書類の保存)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた当該年度の終了後5年間、補助事業に係る帳簿等証拠書類を保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

2 川島町一時保育事業費補助金交付規則（平成13年規則第6号）又は川島町障害児保育事業費補助金交付規則（平成9年規則第11号）（以下これらを「川島町規則」という。）の規定による一時保育事業及び障害児保育事業に係る補助金の交付については、平成16年度に限り、川島町規則の例による。

附 則（平成2年5月24日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市私立保育園対策事業補助金交付要綱の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成5年3月11日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市私立保育園対策事業補助金交付要綱の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年7月7日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市私立保育園対策事業補助金交付要綱の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成8年10月8日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成8年8月8日から適用する。

附 則（平成11年3月31日決裁）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日決裁）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月19日決裁）

この要綱は、平成14年7月19日から施行する。

附 則（平成15年3月27日決裁）

この要綱は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成15年7月30日決裁）

この要綱は、平成15年7月30日から施行する。

附 則（平成16年3月26日決裁）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月29日決裁）

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月23日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成17年度以後の年度分に係る補助対象経費に対し交付する補助金から適用する。

附 則（平成19年8月20日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成20年3月28日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成21年7月14日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成22年11月2日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年6月15日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成24年3月28日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、この要綱による改正後の各務原市私立保育園対策事業補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成25年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成25年6月27日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市私立保育園対策事業補助金交付要綱の規定は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成28年4月1日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年10月2日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市私立保育所等対策事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成30年12月25日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市私立保育所等対策事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和元年7月11日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年3月12日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市私立保育所等対策事業補助金交付要綱の規定は、令和2年1月16日以後に実施した事業について適用する。

附 則（令和2年11月2日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市私立保育所等対策事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年2月5日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市私立保育所等対策事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年4月1日決裁）抄

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月19日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の名称	補助事業及び補助事業者	補助金の額
低年齢児保育促進事業補助金	岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱別表に規定する低年齢児保育促進事業補助金の補助対象基準に該当する事業及び同表に規定する私立保育所、私立保育所型認定こども園又は私立幼保連携型認定こども園を運営する者（以下「私立保育所等の運営者」という。）	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と市長が別に定める基準額とを比較して少ない方の額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
延長保育事業補助金	岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第2条に規定する延長保育事業の補助対象基準に該当する事業及び私立保育所等の運営者	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と市長が別に定める基準額とを比較して少ない方の額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
地域子育て支援拠点事業補助金	岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第2条に規定する地域子育て支援拠点事業の補助対象基準に該当する事業及び私立保育所等の運営者	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と市長が別に定める基準額とを比較して少ない方の額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
一時預かり事業補助金	岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱第2条に規定する一時預かり事業の補助対象基準に該当する事業及	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と市長が別に定める基準額とを比較して少

	び私立保育所等の運営者	ない方の額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
療育支援体制強化事業費補助金	岐阜県療育支援体制強化事業費補助金交付要綱別表に規定する療育支援補助者配置事業の補助対象基準に該当する事業及び私立保育所等の運営者	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と市長が別に定める基準額とを比較して少ない方の額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
保育体制強化事業費補助金	岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱別表に規定する保育体制強化事業の補助対象基準に該当する事業及び私立保育所等の運営者	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と市長が別に定める基準額とを比較して少ない方の額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
保育補助者雇上強化事業費補助金	岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱別表に規定する保育補助者雇上強化事業の補助対象基準に該当する事業及び私立保育所等の運営者	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と市長が別に定める基準額とを比較して少ない方の額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
保育環境改善等事業（安全対策事業）費補助金	保育環境改善等事業実施要綱（令和5年4月19日付けこ成保第15号こども家庭庁成育局長通知別添5）3（2）④アに規定する事業の補助対象基準（同要綱4（2）に規定する要件を除く。）に該当する事業及び同要綱4（5）①に規定する施設（同要綱4（5）①に規定する認可外保育施設を除く。）を運営する者	50万円と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

		<p>(1) 補助事業者が次号に規定する割合による当該補助金の交付を受けてから10年を経過していない場合であって保育環境改善等事業実施要綱4(2)に規定する災害等やむを得ない事情が認められない場合 4分の1</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 4分の3</p>
保育環境改善等事業 (保育環境向上等事業) 費補助金	保育環境改善等事業実施要綱3(2)⑩に規定する事業の補助対象基準に該当する事業及び同要綱4(15)に規定する施設を運営する者	102万9,000円と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
医療的ケア児保育支援事業費補助金	岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱別表に規定する医療的ケア児保育支援事業の補助対象基準に該当する事業及び私立保育所等の運営者	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と市長が別に定める基準額とを比較して少ない方の額(ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)